

令和8年度 集団指導

◎特定子ども・子育て支援施設等◎

練馬区福祉部指導検査担当課保育サービス検査係



★ 指導検査の概要

目的	施設等利用費の支給（無償化の給付）の適正化を図るため。
根拠法令	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項 練馬区保育所等指導検査実施要綱
対象施設等	区から「 <u>確認</u> 」を受けた無償化対象の認可外保育施設、一時預かり事業等 （以下「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。）
検査方法	日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き、検査を実施する。

★ 実施形態

一般指導検査	<p>施設ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き実施する。</p> <p>実施については、区の単独実施、東京都の単独実施、東京都と区の同日実施がある。</p>
集団指導	<p>運営に関する基準、指導事項例等について動画配信等の方式により行う。</p>

★ 指導検査の流れ

1 日程の調整

おおむね1カ月前に電話で日程調整を行います。

2 実施通知の送付

日程が決まったらメールで実施通知を送付します。

★ 指導検査の流れ

3 事前提出書類の提出

検査に当たり、事前にご提出いただく書類があります。
実施通知のメール到着後**10日以内**にメールまたは郵送で
ご提出ください。

4 結果通知の送付

検査終了後、1か月程度で結果通知を郵送します。

★ 指導検査の流れ

5 改善状況報告書の提出

文書指摘があった場合、結果通知到着後、改善状況報告書を
1か月以内に提出してください。
また、口頭指導等についても改善してください。

指導検査での事例等の紹介

特定子ども・子育て支援提供証明書を 保護者に交付しましょう！

○月ぎめ利用等（法定代理受領）

区および保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、当該保護者に対し施設等利用費（無償化の給付）の額を通知しなければならない。

○一時預かり・スポット利用（償還払）

保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

<特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目>

- 保育を提供した日および時間帯
- 保育の内容
- 費用の額
- その他保育に必要な事項

ポイント！

費用の額については、保育料以外の料金についても記載が必要となります。（例：特定費用の額等）

諸記録の整備・保存を行いましょう！

職員、設備および会計に関する諸記録を記録しておかなければならない。
特定子ども・子育て支援の提供の記録および区への通知に係る記録を整備し、
その完結の日から5年間保存しなければならない。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準)

ポイント！

- ◆ 職員に関する記録（健康診断の記録や雇用契約書等）について、整備されているか改めて確認をお願いします！
- ◆ 記録の保存は5年間です。保存期間にお気をつけください！

認可外保育施設等

< 運営管理 >

- 消防計画
- 避難消火訓練記録
- 職員健康診断記録
- 検便結果記録
- 履歴書
- 資格証明書（保育士証等）
- 労働者名簿（採用年月日が分かるもの）
- 雇用契約書（就業規則）
- 勤務表（ローテーション表）
- 出勤簿（タイムカード）
（勤務実績が分かるもの）
- 賃金台帳
- 施設平面図
- 施設・サービス内容の掲示
- 安全計画

< 保育内容 >

- デイリープログラム
- 保育日誌
- 連絡票（3歳未満児）
- 緊急連絡表
- 献立表
- 児童健康診断記録
- 児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等）
- 児童に関する契約書

< 会計 >

- 受領した利用料の額が分かるもの
（領収証の控え、現金出納簿、通帳等）
- 特定費用の徴収に関する書類

認証保育所

<運営管理>

- 東京都認証保育所認証書
- 認証保育所適合証
- サービス評価結果報告書
- 派遣契約書（基準職員分）
- 申込記録表
- 嘱託医委託契約書
- 社会保険関係書類
- 職員健康診断記録
- 建物の平面図
- 室内化学物質濃度測定
- 防火管理者選任届出
- 消防計画届出
- 消防署立入検査結果通知書
- 資格証明書
- 利用契約書
- 重要事項説明書
- 保育所規則
- 就業規則
- 雇用契約書
- 職員履歴書
- 職員勤務表（ローテーション表）
- 労働者名簿
- 出勤簿
- 賃金台帳
- 消防署関係書類
- 防災訓練の記録
- 安全計画

<保育内容>

- 保育日誌
- 児童名簿
- 児童票
- 園だより
- 事故簿
- 指導計画
- 全体的な計画
- 食育の計画
- 保健計画
- 児童出欠簿
- 緊急連絡表
- 保護者との連絡帳
- 保育所児童保育要録
- 児童健康診断記録
- 0歳児の日々の健康記録
- 損害賠償保険証書
- 調理委託契約書
- 検便検査結果票
- 調理・調乳担当者の健康チェック表
- 特定給食施設栄養管理報告書
- 給食献立表（予定献立・実施記録）
- 調理室の衛生管理の自主点検記録

<会計経理>

- 経理規程
- 予算関係書類
- 経理帳簿類
- 決算関係書類
- 証憑書類（契約書、請求書、領収書等）

**午睡中は仰向け寝を
徹底しましょう！**

午睡中は仰向け寝を徹底しましょう！

◎午睡中は、次のことに注意して観察してください。

- ★睡眠中の事故防止のためにも、仰向け寝の徹底や細やかな観察も徹底しましょう。
- ★睡眠チェックは、うつ伏せや横向き寝の体勢から仰向けに直した時には、直した記録が残るようにしてください。この直した記録を残すことが大切です。
- ★睡眠中の事故を防ぐためには、お子さんの顔色が観察できる明るさを保つことが大切です。天気の良し悪しで、室内の明るさには違いがあるため、電気をつけることも必要になってきます。

**児童の人権に配慮した
保育を行いましょう！**

児童の人権に配慮した保育を行いましょう！

○身体的な苦痛	<ul style="list-style-type: none">・肩や腕を乱暴にひっぱる等していないか。
○精神的な苦痛	<ul style="list-style-type: none">・無視、放置等していないか。・否定的な声掛けをしていないか。・みんなの前で叱っていないか。・呼び捨てにしていないか。・大声で怒鳴ったり命令的な口調になっていないか。・嫌いなものを無理に食べさせたりしていないか。
○行動制限	<ul style="list-style-type: none">・「壁ぺったん」の声掛けで長時間待機させたり、「きしゃぽっぽ」での一斉行動を多用していないか。・乳児をラックやバウンサーに寝かせたままにしていないか。・食事中、エプロンの上に食器を置いたり、机を壁際に寄せて机と壁の間で身動きが取れないようにしていないか。・特定のスペースで、限られたおもちゃで遊ばせるなど、自由な遊びを制限していないか。
○プライバシーへの配慮	<ul style="list-style-type: none">・着替えの際は、なるべく全裸にならないよう上下別々に着替えさせているか。・着替え、おむつ替え、水遊び等の際は、外部からの視線を遮る工夫をしているか。

③ 職場環境によって、
不適切な保育が誘発され得る

- 保育士は、子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの関わりについて理解しているものの、余裕を持って保育に臨めないなどの環境要因により、適切でない関わりが誘発され得る。
- 適切でない関わりが生じた場合にも、組織的にそれを改善する仕組みが整っておらず、改善がされ難い。

施設長や法人の管理責任者による
早急な職場環境の整備が求められる

① 適切な保育が行われている

- 各保育士が、子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの関わりについて十分に理解している。
- 保育士が無理なく余裕を持って、保育に向き合える環境が整っている。
- 適切でない関わりが生じた場合には、組織として、改善に取り組む体制が整っている。

現状、特に問題はないが、継続的に職員の
意識および体制の振り返りが望まれる。

整っていない

職場環境

整っている

理解が十分である

保育士の認識

理解が十分でない

④ 不適切な保育が生じやすく
また、改善もされ難い

- 個々の保育士が、子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの関わりについて十分に理解しておらず、適切でない関わりが生じうる。また、環境的にも、そうした行為が誘発されやすい。
- 適切でない関わりが生じた場合にも、改善がされ難い。

保育士の認識の底上げと職場環境の
整備の両方が早急に必要である

② 保育士個人の認識や資質によって
不適切な保育が生じうる

- 個々の保育士が、子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの関わりについて十分に理解しておらず、適切でない関わりが生じうる。
- ただし、適切でない関わりが生じた場合には、組織として、改善に取り組む体制は整っている。

保育士の認識の底上げが必要であり
施設内における研修の実施が求められる

最後に

★ 事故情報データベースの紹介

こども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database>

The screenshot shows the top navigation bar of the Child Family Agency website. The logo 'こどもみんなが こども家庭庁' is on the left. Navigation links include 'ホーム', 'こどものみなさんへ', 'こどもの相談窓口', '子育て中の皆さんへ', 'Global Site', '検索', and 'メニュー'. Below the navigation bar is a breadcrumb trail: 'ホーム > 政策 > こどもの安全 > 教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組 > 特定教育・保育施設等における事故情報データベース'. The main heading is '特定教育・保育施設等における事故情報データベース'. Below the heading is a paragraph: 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日 こ成安第142号、5教参学第30号）等に基づき、こども家庭庁・文部科学省に報告のあった事故の情報について集約・データベース化を行い、公表しています。 Below this are three bullet points: ※事故の概要、要因分析欄等各欄の記載は、事故の報告を行った自治体によるものです。 ※個別の事故情報についてのお問い合わせには応じておりません。 ※データを活用しやすくするため、平成29年度から様式変更を行っております。

これからも安全安心な保育のために・・・ ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
終了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

受講報告兼アンケートは、Logoフォームでの
回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和8年7月13日（月）必着